

第二次

いちき串木野市行政改革大綱



平成 23 年 3 月
いちき串木野市

目次

第1章 行政改革の基本方針	1
1. 行政改革大綱の策定の趣旨	1
(1) 第一次行政改革大綱の取組状況	1
(2) 本市を取り巻く現状と課題	1
(3) 更なる改革の必要性	1
2. 行政改革の基本方針	2
(1) 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進	2
(2) 持続可能な財政基盤の構築	2
(3) 市民サービスの向上と共生・協働の推進	2
第2章 具体的取組	3
1. 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進	3
(1) 定員管理及び給与の適正化	3
(2) 効率的な組織機構の構築	3
(3) 職員の意識改革と人材育成の推進	3
(4) 電子自治体の推進	3
2. 持続可能な財政基盤の構築	4
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	4
(2) 事務事業の見直し	4
(3) 積極的な財源確保の取組	4
(4) 民間委託等の推進	4
(5) 公共工事の取組	5
(6) 地方公営企業等の経営健全化	5
3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進	5
(1) 市民サービスの向上	5
(2) 市民と行政の協働の推進	5
(3) 住居表示の改善	6
(4) 公正・透明な行政の推進	6
第3章 改革の実現に向けて	6
(1) 推進期間	6
(2) 推進計画の策定	6
(3) 推進体制と進行管理	6
用語解説	8

第1章 行政改革の基本方針

1. 行政改革大綱の策定の趣旨

(1) 第一次行政改革大綱の取組状況

いちき串木野市は、地方分権^(*1)が進展する社会情勢の中で、平成17年10月11日、1市1町(旧串木野市、旧市来町)が合併し、誕生しました。

新市においては、国の三位一体改革^(*2)に加え、増大する社会保障費、多様化する行政サービスへの対応など厳しい財政運営を強いられている状況にあったため、平成18年11月、「第一次いちき串木野市行政改革大綱」を策定し、これまで行政改革を積極的に推進してきました。

第一次行政改革大綱で定めた5年間(平成18～22年度)の改革では、組織機構の見直し、職員定員管理の適正化、事務事業の見直し、指定管理者制度^(*3)の導入、事務事業評価制度^(*4)の導入等に取り組み、持続可能な行政基盤の確立と市民サービスの向上に努めてきており、大綱に沿った順調な成果が得られています。

(2) 本市を取り巻く現状と課題

世界的な金融危機は、日本の社会経済にも大きな影響を与え、消費の低迷や雇用情勢の悪化など深刻な社会問題を引き起こし、未だに景気回復に至っていません。また、少子高齢化の進行、人口減少等に起因する厳しい財政運営や厚生行政の現状を考慮しますと、医療・福祉・年金に関する不安が高まり、将来への展望が見出せない状況にあります。

国政においては、政権交代という大きな転換期を迎え、地方分権の推進を始め、国の経営の方向性や運営システムにも大きな変化が生じることが予想されます。国の財政状況については、平成22年度予算で見ると、租税等の収入が約37兆円と大幅に減少する中、新規国債発行額が約44兆円計上され、公債依存度が48%を占めるなど極めて厳しい状況にあることがうかがえます。また、平成22年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は、約862兆円に達すると見込まれています。

このことから、地方財政では、市税や地方交付税など歳入の大幅な減少が確実視されるとともに、雇用・医療・福祉・安心安全・環境対策等の新たな行政課題の顕在化に伴い、地方自治体に求められる責任と負担は増大し、本市の財政状況は今後一層厳しさを増すものと考えられます。

また、本市では、合併から今日まで、串木野・市来両地域の融和や一体性の醸成に積極的に取り組んできています。今後、市民の求める行政サービスは、今まで以上に広範・多岐にわたることが想定され、更なる市民の協力が必要になってきます。

このような状況の中、効率的な行政運営を確立するためには、行政サービスのあり方、組織機構の見直しを始め、市民と行政が相互信頼のもとに対等な立場で連携し、役割と責任を分担する共生・協働^(*5)のシステムづくりを推進するなど、早急に対処しなければならない課題が残されています。

(3) 更なる改革の必要性

本市を取り巻く現状を踏まえた中で、特に念頭に置く必要があるのは、5年後における本

市の財政です。合併自治体に対する合併特例債^(※6)の措置が平成 27 年度で終了するほか、地方交付税の算定における優遇措置^(※7)の終了に伴い、地方交付税も平成 28 年度から 5 年間で段階的に縮減されることとなっており、本市の財政は一層厳しい状況になることが予想されます。

このような状況を勘案しますと、平成 23 年度からの 5 年間で本市の財政基盤を整備・確立する上で非常に重要な期間となり、この期間における改革への取組が将来のいちき串木野市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことになると考えられます。

このため、本市の基本理念である「ひとが輝く 地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～」の実現に向けて、限られた財源で増大する行政需要に対応し、地域主権時代にふさわしい簡素で効率的な新しい行財政システムを構築するため、これまで進めてきた行政改革を停滞させることなく、「第二次いちき串木野市行政改革大綱」を策定し、更に行政改革を進めていく必要があります。

2. 行政改革の基本方針

(1) 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進

社会経済情勢の変化を的確に捉え、施策の内容及び手法を見直しながら、事務事業の再編・整理、組織機構の合理化を図り、職員定員の適正化を進めます。

併せて、研修等を通じて、職員の意識改革、資質向上を図るなど総合的な人材育成に努めるとともに、情報セキュリティの確保に十分留意しながら電子自治体を推進し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、効率的で無駄のないスリムな行政経営を推進します。

(2) 持続可能な財政基盤の構築

地域経済の低迷、地方分権の推進等により、依然として厳しい財政状況にあることから、積極的に新たな財源の確保に努めるとともに、更に経費の節減、事務事業の見直し、補助金交付制度の整理合理化等を行い、限られた財源による効率的な財政運営を推進します。

また、平成 23 年度からの 5 年間で本市の将来を見据えた財政構造への転換を図るために重要な期間として位置付けられることから、将来における本市の基盤を成す事業への取組も重要性を増すため、優先度・必要性等を考慮しながら事業を選択し実施するなど、経費削減優先の改革ではなく、調和の取れた行政改革を進めます。

併せて、土地開発公社、地方公営企業^(※8)等のより一層の経営健全化に積極的に取り組みます。

(3) 市民サービスの向上と共生・協働の推進

知恵と工夫により、便利さ、わかりやすさ、親切さが実感できる市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供に努め、市民サービス日本一の市役所を目指します。

また、市民と行政が目的を共有し、知恵を出し合い、協働して公共サービスを担う仕組みの構築に努めるなど、市民との共生・協働を積極的に推進するとともに、パブリックコメント制度等の活用を進め、多様化する市民ニーズに適切に対応します。

第2章 具体的取組

1. 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進

(1) 定員管理及び給与の適正化

厳しい財政状況の中で、少子高齢化、高度情報化、雇用情勢などの行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、組織機構改革による見直し、行政評価制度^(*)4)による事務事業の再編・整理、指定管理者制度を活用した施設等の管理若しくは民間委託並びに嘱託職員・臨時職員の活用により計画的な職員定員の削減を進めます。

職員の給与水準については、人事院勧告^(*)9)や国・県の動向に配慮するとともに、他市との均衡を考慮して引き続き適正化を推進し、併せて、国における公務員制度改革に沿った給与制度の構築を図るなど、総人件費の抑制に努めます。

(2) 効率的な組織機構の構築

社会経済情勢の変化や地方分権等の新たな行政課題、また、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、人員や財源を効果的に活用できるよう、組織機構の再編・整備に取り組みます。

また、単独市で行うことが非効率的な事務等は、他団体との共同実施を模索するなど、広域行政^(*)10)の取組についても検討します。

(3) 職員の意識改革と人材育成の推進

多様化する市民ニーズや新たな行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応するには、職員の意識改革や能力の向上が重要であるため、職員の研修を充実させ能力の向上を図るとともに、主体的な取組や提言を業務に反映させる仕組みづくりを推進します。

また、地方分権、共生・協働の時代にあった期待される職員像を目指し、人材育成方針に基づく研修の実施とともに、職員一人ひとりが自らの目標を設定・検証を行う目標管理を取り入れた人事評価システム^(*)11)の構築を行います。

(4) 電子自治体の推進

「情報化計画」に基づき、情報発信形態の拡充や広域的な情報化の推進に努め、行政手続等に係る業務の処理や手順の効率化・簡素化のため、業務改革による業務及び情報システムについての全体的な最適化を図るとともに、情報セキュリティの確保に十分留意し、行政手続のオンライン化の普及を進めるなど業務の効率化と行政サービスの質的向上を図ります。

2. 持続可能な財政基盤の構築

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

「財政改善計画」を策定し、事務事業の見直し、物件費の削減等により、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、市債発行の抑制等に取り組み、財政構造の更なる改善に努めます。

補助金等については、必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、適正化に努めます。また、本市の活性化に資すると認められる事業については、新たな補助金の必要性等を検討し、対処します。

財政健全化法及び地方公会計制度改革^(*)12)に基づく財政の分析による健全化への取組を行い、市民への広報を通して透明性の高い財政運営を推進します。

(2) 事務事業の見直し

限られた財源で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に適切に対応し、最少の経費で最大の効果を得るため、行政評価制度を効果的に活用し、P D C Aサイクル^(*)13)に基づく事業の明確な目標設定と進行管理に努めるとともに、必要性・優先度の高い事業の選択を行うなど、事務事業の再編・整理、統合・廃止等の見直しを積極的に実施します。

(3) 積極的な財源確保の取組

地方税、使用料・手数料等については、負担の公正確保の観点から、滞納整理の推進による未収金の回収に努めるなど、徴収率の一層の向上に積極的に取り組みます。

使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化に努めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効利用を図ります。

また、企業誘致を強力に推進するとともに、食のまちづくりを中心とした観光施策の充実を図り、税源の確保に努めるなど、積極的な財源確保の取組を行います。

(4) 民間委託等の推進

事務事業の必要性及び公と民との役割分担を見極める中で、「民間で実施する方が効率的・効果的に業務執行できるものは民間に任せる」との視点に立ち、事務事業全般にわたり、廃止、民営化、民間委託等の措置を検討します。

中でも、民間の優れたノウハウや事業手法を積極的に取り入れることにより、事業コストの削減、市民サービスの向上が図られ、市民満足度を高める業務については、指定管理者制度の導入を進めるほか、アウトソーシング^(*)14)、P F I 事業^(*)15)、市場化テスト^(*)16)等、多様な業務運営形態の研究・検討に努めます。

(5) 公共工事の取組

公共工事については、コスト削減に取り組むとともに、入札・契約に関する情報公開など、入札制度の改善に努めます。

また、投資的経費については、限られた財源の中で、普通建設事業を厳選し、効率的、効果的な配分に努めます。

(6) 地方公営企業等の経営健全化

特別会計事業の経営は、一般会計からの繰出金など市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、経営全般についての事務事業の見直しを推進するなど、中・長期的な視点に立った経営基盤の強化に積極的に取り組みます。

土地開発公社については、保有する土地の売却を進めるなど、経営改善に向け、積極的に取り組みます。

また、水道事業については、引き続き独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進

(1) 市民サービスの向上

職員の接遇向上に努め、親切で、迅速かつ適切な対応の徹底を図るとともに、市民の立場に立った市民が親しみやすい、市民にやさしい行政サービスに努めます。

また、市民満足度を高めるため、質の高いサービスの提供、申請等諸手続の簡素化、市民の利便性の向上など、正確かつ簡素で効率的、効果的な、市民ニーズを的確に把握した市民サービス日本一の市役所を目指します。

(2) 市民と行政の協働の推進

これからの行政経営においては、行政の責任を明確にしつつ、市民、各種団体、企業、NPO^(*17)等も地域社会における役割を認識し、公共サービスの担い手として自発的・積極的に参画することが求められています。

このため、市民の主体的な活動を行う組織づくりのほか、地域内分権の推進、地域担当職員制度や各種補助制度の創設等、共生・協働の地域社会の仕組みづくりを進め、市政への満足度や信頼を高める体制を整備し、住民自治の推進に努めます。

また、地域との協働を推進していくためには、行政と市民等が情報を共有することが必要であることから、政策形成過程において「パブリックコメント制度^(*18)」を活用し、市政に市民の意見を反映できるよう努めます。

(3) 住居表示の改善

下名、上名、大里地区については、大字があまりにも広範囲で、現在の住居表示では所在地がわかりにくいなど、市民から改善の要望があることを踏まえ、わかりやすい住居表示への対策を講じます。

(4) 公正・透明な行政の推進

行政と市民との対話の機会の更なる充実に努めることとし、「市政報告会」や「出前講座(*19)」等を積極的に開催するほか、市ホームページ等を通じて、市民に分かりやすい市政情報の提供に努め、市民から信頼される市政を目指します。

さらに、公正の確保及び透明性の向上を図るため、監査機能の充実に努めます。

第3章 改革の実現に向けて

(1) 推進期間

本大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

(2) 推進計画の策定

大綱は、行政改革の取組の基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組内容については、推進計画を策定し、計画的に推進します。

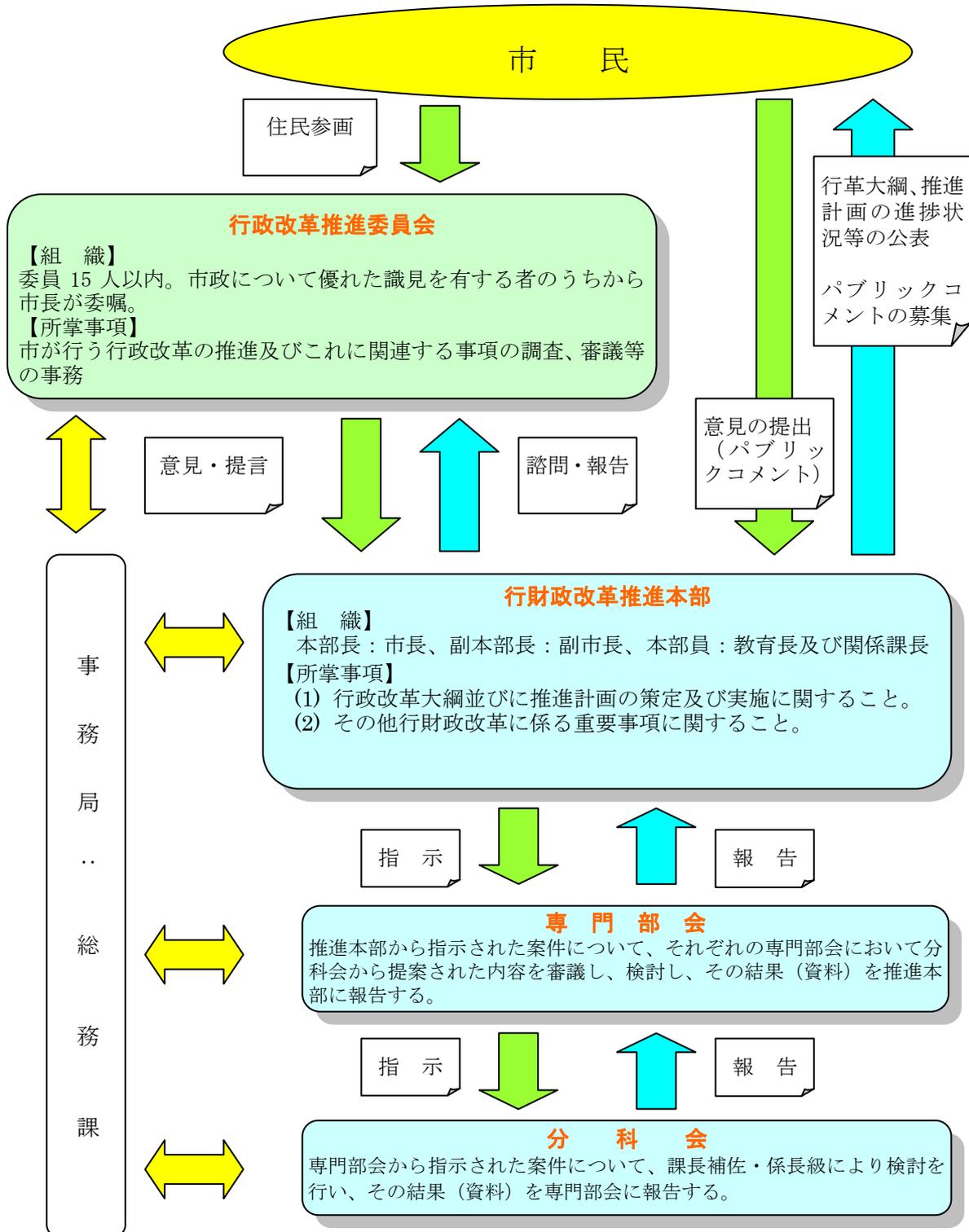
この推進計画には、大綱の推進期間5年間における各年度の具体的な取組や可能な限り数値化した目標値を定めており、毎年度、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のいわゆるPDCAサイクルに基づき不断の点検に努め、必要な見直しを行います。

(3) 推進体制と進行管理

大綱に掲げる基本方針及び推進計画に掲載された行政改革の具体的な推進に当たって、庁内においては、市長を本部長とする「いちき串木野市行財政改革推進本部」が中心となって行政改革を実行していくこととし、推進本部の下部組織として庁内に「施設管理等改革部会」「財政基盤改善部会」「組織機構等改革部会」「事務改善部会」「市民サービス向上部会」の5つの専門部会と分科会を設置し、調査・検討を進めます。

また、大綱の推進状況については、市民の代表者からなる「いちき串木野市行政改革推進委員会」に報告するとともに、行政改革に関する各種取組の内容、取組状況について市議会を始め広く市民に公表します。

行政改革の推進体制（概念図）



【用語解説】

(*1) 地方分権

国に集中している権限や財源を地方自治体（市町村や県）に移し、住民に身近な地方自治体が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めること。

(*2) 三位一体改革

平成 16 年度から平成 18 年度までに行われた地方財政改革で、国と地方の財政関係を分権的に改めるため、(1)国庫補助負担金の廃止・縮減、(2)地方交付税の見直し・縮小、(3)国税から地方税への税源移譲という 3 つの改革が同時に行われた。

(*3) 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を民間事業者等に代行させる制度であり、多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応するため、民間事業者等の有するノウハウを活用することによって、サービス水準の向上、経費の削減につなげることを目的としている。

(*4) 行政評価制度/事務事業評価制度

行政評価制度とは、行政の政策・施策・事業が、「その費用に見合った効果や成果を出しているか」、「重複、無駄になっていないか」等の視点から行政の活動を見直し、改善していく取組。

事務事業評価制度は、個々の事務事業について、担当職員が現状を把握・認識した上で評価を行い、事業目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取組。

(*5) 共生・協働

多様な主体が、相互に特性や役割を認識し尊重しあいながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力すること。ここでは、市民と行政が一つの目的に向かって対等な立場で果たすべき役割、責任を自覚し、課題解決や社会的目的実現のために協力することを指している。

(*6) 合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債。合併特例債によって充当できるのは対象事業費のおおむね95%で、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

(*7) 地方交付税の算定における優遇措置

地方交付税（普通交付税）は、すべての地方公共団体が等しく、適切な水準で自主的に行政サービスを行うことを目的に、地方公共団体ごとに基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額、すなわち財源不足額に応じて配分される。市町村合併に伴い、規模が大きくなると、経費節減が可能となり基準財政需要額が減少するため、地方交付税の額は減少する。その緩和措置として、合併後10年間は、新市町村の状態で算定した交付税額が、合併前の市町村がそれぞれ別々に存在するものとみなして算定した交付税額の合算額を下回らないように算定する特例（合併算定替）が設けられており、その後5年間で段階的に縮減されることになっている。

(*8) 地方公営企業

給水事業、電気事業、交通事業、ガス事業など地方公共団体が経営する企業。本市では、「水道事業」の1事業について、公営企業で実施している。

(*9) 人事院勧告

公務員の給与・勤務条件等が、社会一般の情勢に適応するように、国会及び内閣に対して人事院が行う報告と勧告。公務員は、団体交渉権等が制約されているため、その代償措置として人事院が置かれている。

(*10) 広域行政

2つ以上の地方公共団体が、その区域を越えて、行政事務を広域的に処理すること。広域行政の方法には、市町村合併による行政区域の広域化、一部事務組合や広域連合による特定事務の広域的共同処理などがある。

(*11) 人事評価システム

職員のやる気の向上と人材育成に資するため、能力・意欲や成果を正確に評価するシステム。

(*12) 公会計制度改革

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入する取組。連結ベースで、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備する。

(*13) PDCAサイクル

計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Action) に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。計画から改善までのプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることが期待できる。

(*14) アウトソーシング

企業や行政の業務の一部又は全部を、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。経理や総務、人事といった管理業務のほか、窓口業務等も含め全般的な業務が対象とされている。

(*15) PFI事業

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称。公共施設の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して事業を行う手法。

(*16) 市場化テスト

これまで「官」が独占してきた公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。

(*17) NPO

Nonprofit Organization (ノンプロフィット・オーガニゼーション) の略称。民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体。

(*18) パブリックコメント制度

政策形成過程において、計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続。

(*19) 出前講座

市民の関心の高い施策・事業・制度等のテーマを設定し、市民からの申請に基づいて、市職員が講師として地域に出向き、施策等の説明を行う事業。